

地下の正倉院展 長屋王家木簡の世界

展示期間

I	一〇月二日(火)―十一月三日(月)
II	十一月五日(水)―十一月六日(日)
III	十一月八日(火)―十一月三〇日(日)

a 長屋王とその家族

4 竹野女王への米支給の伝票木簡

〔平城京木簡〕一、七号木簡。以下、京117のように略記)

(表) 竹野王子大許進米三升 受稻積

(裏) 六日百嶋 〇

長さ一八三mm・幅三mm・厚さ九mm 〇一型式

竹野王子は、担当の女医がいたことが他の木簡からわかり、竹野女王のこと。長屋王の近親者とみられ、姉妹の可能性がある。

宮人(女官)として「続日本紀」にも名をとどめており、七三九年(天平一)に正四位下から従三位に昇り、七五一年(天平勝宝三)には従一位に叙されている。奈良県明日香村龍福寺に現存する石塔に、「天平勝宝三年歲次辛卯四月廿四日庚子従二位竹野王」の銘が刻まれており、同一人物にゆかりのものであろう。

5 安倍大刀自と長屋王への米支給の伝票木簡

〔平城宮発掘調査出土木簡概報〕21-15頁上段(110)。
以下、城21-15上(110)のように略記)

(表) 安倍大刀自御所米一升 神田古「道万呂」 〇

(裏) 御所進米五升 受物部立人 九月十六日 〇

長さ一四三mm・幅一mm・厚さ三mm 〇一型式

6 吉備内親王への米支給の伝票木簡1

(表) 内親王御所米一升受嶋女 〇

(裏) 九月廿日道末呂 〇

長さ(一八二)mm・幅一九mm・厚さ三mm 〇一九型式

内親王に米を進めたことを示す木簡。内親王は、長屋王の正妻吉備内親王のこと。ちょうど長屋王家木簡が使われた頃にあたる七五一年(霊龜二)に即位した女帝元正天皇(米高内親王)や、聖武天皇の父の文武天皇の姉妹にあたる。次の木簡7には「内親王御許」とみえ、いずれも吉備内親王のもとに進めたことを示すものである。一升は今の約四合(〇・七二リットル)。米約六〇〇グラム。

安倍大刀自に米を進めたことを示す木簡。安倍大刀自は、安倍(阿部)氏出身の長屋王の側妻、『万葉集』に長屋王の女賀茂女王の母としてみえる(巻八「^{あべ}三番歌注」)。複数の木簡に登場するので、長屋王邸内に正妻吉備内親王とともに同居していたらしい。とすれば、妻間い婚が通常とされる古代の婚姻形態を再考する一つの素材となる。表裏にみえる「御所」は敬称で、裏面の固有名をもたないものは、邸宅の主人長屋王本人を指すものとみられる。

(平城京2) 1824

7 吉備内親王への米支給の伝票木簡2

(城25・27上)

(表)内親王御許米半升受宮入女 〇

(裏)九月十六日豊国 〇

長さ一四五■・幅一九■・厚さ三■ 〇一型式

吉備内親王に米を進めたことを示す木簡。木簡6と同様に、女性が米の受け取りを担当している。半升は今の約二合(〇・三六リットル)。米約三〇〇グラム。嶋女と宮入女はともに木簡29にみえ、吉備内親王の身の回りの世話をしていた婢であろう。

b 長屋王家を支える人々

20 婢への米支給の伝票木簡

(京1・307)

(表)婢一口米一升半 受三狩 〇

(裏) 十月九日 麻呂 家令 〇

長さ一六五■・幅二八■・厚さ二■ 〇一型式

婢に米を支給する際の伝票木簡。「口」は人数の単位。一升半は今の約六合(一・〇八リットル)、米約九〇〇グラム。邸内には多数の奴婢が働いていて、中には親子関係のわかる例もある。

21 邸内で働く従者の勤務管理の木簡1

(京1・400)

无位二田造美知 年廿四 「日二百六十三」

長さ三〇四■・幅二六■・厚さ七■ 〇一五型式

邸内で働く従者(長屋王家木簡には「帳内」としてみえる)の勤務管理の木簡。木簡の上部側面に孔をあけ、ここに紐を通して個人カードとして並べ替えて使う独特の形態の木簡。位階・人

本簡をよむ3

長屋王家の伝票木簡

長屋王家木簡三万五千点のうち、最も多いのは伝票木簡と呼んでいる一群です。伝票木簡には、a 被支給者、b 支給品目と量、c 受取人、d 支給日付、e 支給責任者の五つの内容が書かれています。今、7を例に挙げると、

(表)内親王御許米半升受宮入女 〇

(裏)九月十六日豊国 〇

a 被支給者||内親王(御許)、b 支給品目と量||米半升、c 受取人||宮入女、d 支給日付||九月十六日、e 支給責任者||豊国、ということになります。記載はパターン化されていますが、被支給者は長屋王とその家族をはじめとする居住者、家政機関で働く役人や工人、他所から邸内にやって来た人、あるいは邸内で飼っていた生き物たちなど、注することに多形です。長屋王邸で彼の正妻と側室が同居していたこと、新羅人がこの邸宅を訪れていたこと、牛乳が消費されていたこと、仏像が作られていたこと……

私たちは、伝票木簡の記載によって、長屋王邸に行き交うさまざまな群像を追うことができます。

名・年令・本籍地を書いた個人カードに、ある年の一年間の勤務日数が後から書き込まれている。家政機関の職員や従者の勤務評定は、家政機関や従者を与えられた本人(本主)が上・中・下の三段階で行うことになっており、帳内の場合、年間二〇〇日以上の出勤が評価を受けるための要件となっていた。二田造は物部氏の流れをくむ一族。

22 土器作りの女性への米支給の伝票木簡

(京1・334)

(表)土師女三人奈間作一人米八升受曾 〇

(裏)女八月廿九日 石角 書吏 〇

長さ二四二■・幅二八■・厚さ二■ 〇一型式

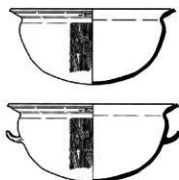
奴婢のIDカードの木簡2
益女

(画指)

(京1-426)

長さ九五■・幅一七■・厚さ三■ ○一型式

人差し指の関節の位置を合わせることによって、本人の識別に用いたとみられる木簡。画指といって、文字の書けない人の署名の替わりに、人差し指の関節の位置を記すことが知られていたが、この木簡の発見によって、画指の新しい用途がわかった。「本」は指の付根の意味とみられる。それがわざわざ天地逆さまに書かれていることは、木簡の下端を「益女」本人の指の付根に当て、別人が書いたことを思わせる。画指木簡は他に数例あり、中には関節の位置を木簡側面の小さな切り込みで示す事例もある。



土器作りに従事した女性（土師女）に米を支給する際の伝票木簡。「奈閑」は、半球形をした大型丸底の煮沸用土器（上図）。特殊な土器なので、特記したのであろう。長屋王家木簡と一緒に出土した土師器は、形態や技法上の特徴などから、特定の集団が集中的に製作した一定とみられており、木簡にみえる土師女が製作した可能性が高い。遺構は見つかっていないが、邸宅内に土器製作工房があったのだろう。

八升は今の約三升二合。一人あたり約八合（一・四四リットル）、米約一・二キログラムに相当する。表裏にまたがって記される受取人の曾女は、土師女の一人かも知れない。「石角書吏」は石角と書吏。「書吏」は家政機関の第四等官。

24 犬の飼育担当の子どもたちへの米支給の伝票木簡

(城21-21下(201))

(表) 犬司少子二口飯四升 受益人

(裏) 十月十三日 大□

長さ二〇六■・幅一八■・厚さ四■ ○一型式

犬の飼育を担当した子どもたちに飯米を支給する際の伝票木簡。「犬司」は犬の飼育担当者の意味。職務の分担当が明記された少子には、このほか「西宮少子」「若翁少子」「鶴司少子」などの例がある。西宮は、吉備内親王をはじめとする長屋王夫人たちの居所、若翁は若君の意で長屋王の幼少の子女を指す。そうすると、犬や鶴も西宮に居住した夫人やその子女たちの愛玩用かも知れない。四升は今の約一升六合。一人あたり約八合（一・四四リットル）で、米一・二キログラムに相当する。

25 邸内の掃除や舗設を担当した雇い人への米支給の伝票木簡

(城21-23上(223))

(表) 掃守雇人一口米二升受万呂

(裏) 十二月六日「廣嶋」

長さ二〇三■・幅二三■・厚さ五■ ○一型式

邸内の掃除やしつらえのために雇った人に、米を支給する際の伝票木簡。二升は今の約八合（一・四四リットル）。米約一・二キログラムに相当する。

26 飯炊きと従者への米支給の伝票木簡の削屑

(京1-665)

(右カ)
廩一口帳内一口□

飯炊き係（廩）と長屋王の従者（帳内）に米を支給する

際の伝票木簡の、被支給者部分の削屑^{けりくず}「右二口（または人）」と続いていたのであろう。長屋王家木簡には伝票木簡を削った残りのよい削屑が多数含まれており、日常的な消しカスではなく、伝票木簡を再利用する際の仕事とみられる。

c 長屋王と食卓

39 牛乳を持ってきた人への米支給の伝票木簡

（表）牛乳持参人米七合五勺受丙万呂九月十五日

（裏）大嶋書吏

長さ二五二mm・幅二二mm・厚さ六mm ○一型式

長屋王邸に牛乳を運んだ人に対し、米を支給した際の伝票木簡。生乳を飲んだ可能性もあるが、「牛乳煎人」への米支給の伝票木簡もあるので、邸内で蘇などに加工して食用に供したらしい。牛乳は薬に準じる健康食品であり、また大変な貴重品であった。長屋王の実力を示す木簡ということができよう。

なお、本木簡は勤務管理・評定に利用される側面に孔をあけた○一五型式の木簡を何度も削って再利用して使い潰した後に、今度は伝票木簡として再利用したもの。上端は孔の部分で折っており、焼け火箸状のもので孔をあけた様子がよくわかる。木簡のリサイクルを示す重要な事例である。

40 山背の所領からのカブラ・ナスなどの送り状

（京1-195）

山背蘭司進上

〔四カ〕〔比由カ〕
菰^コ束^ム 一斗

茄子一斗二升

右三種持人

〓

〓〓〓〓〓
〔廿カ〕三日

国足

長さ二四八mm・幅二二mm・厚さ五mm ○八一型式

山背^{やましろのそと}蘭^{から}司^の進上した際の進上状。山背（御）蘭は、河内国石川郡山代郷（今の大阪府河南町）に比定される。王邸には、御田、御蘭と呼ぶ各地の所領から、毎日様々な新鮮な蔬菜類が送り状を付して届けられた。これまでの租税の荷札からはうかがえなかった、貴族のヘルシーな日常の食生活を彷彿とさせる一群である。比由はヒユナカ。「山背御田十町」という木簡もあり、山背御蘭には少なくとも一〇町（約一〇ヘクタール）の田も附属していた。

41 耳梨の所領からのセリ・チシャなどの送り状

（城21-9下（52））

（表）耳梨御田司進上 芹二束 智佐二把

古自二把 〓夫毘一把

右四種進上婢

（裏）間佐女 今月五日天津嶋

長さ三四〇mm・幅二八mm・厚さ四mm ○一型式

耳梨御田から野菜を進上した際の進上状。耳梨は、耳成山山麓にあったとみられる長屋王家の御田。「智佐」はチシャ菜。「古自」はコリアンダーの類。「阿夫毘」は葵とみられる。婢である間佐女が運んでいる。女性が一人で運べる程度の分量だったのだろう。

42 長屋王とその従者への米支給の伝票木簡

（城21-13下（91））

（表）御所進飯二升

受牛甘

侍従六飯九升受

〔衣カ〕
末呂

（裏）七日老

長さ二四〇mm・幅二二mm・厚さ五mm ○八一型式

長屋王とお付きの人間の飯米の伝票木簡。「御所」は木簡5にもみえ、邸宅の主人長屋王を指すとみられる。主人用の飯米と侍従用の飯米では受け取る人物が異なっている。「侍従」は本来

は天皇の従者のことだが、長屋王の身の回りの世話をする従者を特にこう称したか。「牛甘」は少子としてみえる文牛甘であろう。長屋王には二升で、今の約八合（一・四四リットル）、米約一・二キログラム。お付きの人には一人あたり一升五合で、今の約六合（一・〇八リットル）、米九〇〇グラム。

43 山背の所領からの大根などの送り状

（京21754）

（表）山背蘭司 進上 大根四束 遣諸月

（裏）和銅七年十二月四日 大人

長さ二五五■・幅三〇■・厚さ四■ 〇一型式

山背蘭から大根などを進上した際の進上状。大根の「根」字は、人偏に良となつている。交菜は「種々交菜」と書かれた木簡もある。数種類の菜つ葉を混ぜたものであろう。日付の下に署名する大人は、ほかの木簡に山辺大人とみえる人物。和銅七年は七一四年。旧曆十二月の真冬の日付で大根を貢進する、季節感にあふれた木簡である。

d 長屋王家の経済基盤

52 美作国英多郡からの鉄の荷札木簡

美作国英多郡大野里鉄一連

（京1439）

長さ一七八■・幅二二■・厚さ二■ 〇二型式

美作国英多郡（現在の岡山県英田郡）からの鉄の荷札。中国山地を擁する美作・備中・備後国は鉄の産地で、調として鉄や銀を納めている。また、奈良時代後半、英多郡には国営の鉄山があった（『日本書紀』下巻第十三）。官人に給与として支給される

のは鐵などであり、素材である鉄ではない。長屋王の封戸などからの納入かは不詳。だが、鉄の素材を得て、加工するだけの技術力を長屋王が有していたことがうかがわれる。

53 木上の所領からのもち米の送り状

（城2110上57）

（表）木上進糲米四斛 各田部逆

（裏）十二月廿一日忍海安麻呂

長さ二〇八■・幅二九■・厚さ五■ 〇一型式

木上からのもち米の進上状。木上は現在の奈良県橿原市周辺の所領。長屋王家を支えた所領は、父の高市皇子から伝領したと考えられる。木上は『万葉集』の挽歌にも詠われた高市皇子ゆかりの地である。

54 購入した土器の送り状

（京21723）

（表）交易進 瓮七口 油坏百卅三口

奈閑八口

（裏）右五十八物直銭十文 直丁末呂

（マ、） 稻積者腹急□在 射□平□射□在

〔4等上〕

長さ二〇四■・幅三四■・厚さ三■ 〇八一型式

かめ・灯明皿・なべを購入した際の進上状。裏面の合計は「百」を書き落としているらしい。邸内で使用する土器類は、長屋王家が邸内で自ら生産する他、外部から購入する場合もあった。なお、裏面には、当初の担当者稲積が急な腹痛のため持参できない旨の注記がなされている。

55 片岡の所領からのカブラの送り状

(京1-179)

(表) 片岡進著三斛二斗 東五尺束 駄二匹

0

(裏) 丁木部百嶋 十月廿四日 真人 倭万呂 0

長さ一三六mm・幅一八mm・厚さ二mm ○一型式

片岡からカブラを進上した進上状。片岡は今の奈良県王寺町・香芝市周辺。大和川が大阪平野に抜ける竜田越えに隣接する、交通の要衝でもあった。東五尺束は、五尺の長さのひもで束ねた分量をいうか。馬二匹に分けて運ぶほどなので、かなりの分量であることがわかる。片岡からの送り状は、カブラが多数を占め、カブラが名産だったようだ。

e 長屋王家木簡と日本語

63 朱沙の進上についての長屋王の命令を伝える木簡

(京1-142)

(表) 〇以大命宣 黄文万呂

[者力]

朱沙□□

(裏) 〇朱沙矣価計而進出 別采色入宮今

長さ二〇〇mm・幅二二mm・厚さ二mm ○一型式

朱沙の進上を命じた木簡。主人の命を「大命」と称している。朱沙は顔料、黄文氏は古来画を職掌として仕えてきた氏族で、画師ないし画部である彼らに、顔料の提出を命じたのであろう。「矣」は助詞の「を」を、一字一音で表したものの、「朱沙を価計りて進み出せ」と読む。

64 旦風での仏事に伴う三項目の長屋王の命令を伝える木簡

(城21-7上(23))

(表) 〇移 務所 立薦三枚 旦風悔過布施文 右二種今急進

(裏) 〇大炊司女一人依斉会而召 二月廿日 遣仕丁刑部諸男 家令

長さ三六九mm・幅三三mm・厚さ四mm ○一型式

京外におかれた長屋王の別の邸宅の家政機関からの移。立薦(風よけ用の大型のコモ)三枚と、旦風悔過布施文とを急いで進上せよと命じ、加えて、大炊司の女一人を斉(斎)会のために召している。旦風は、現在の明日香村平田峠付近にあたり、ここには「竹野王子山寺」が推定されるなど、長屋王家とゆかりの深い地であった。木簡にみえる「悔過」「斉(斎)会」は、この山寺で行われたとする説もあり注目される。

65 塩殿に収めた米やそれを運ぶ雇い人の食料を請求する木簡

(京2-1715)

(表) 山処申彼塩殿在米四斗二升所給進上

(裏) 雇人狛人少万呂 又申雇人給食物都無故録状謹 申急々処分可垂給十一月十五日田辺大

長さ二五〇mm・幅二九mm・厚さ五mm ○一型式

塩殿にある米の進上とともに、雇い人の食料の差配を求めた文書木簡。「又申」以下は、今という「追伸」にあたるが、「雇人に給ふ食物都て無し。故、状を録し謹みて申す。…」と読める。